

こども誰でも通園制度の認定をお持ちの方へ 大切なお知らせです

こども**誰**でも 通園制度

令和8年(2026年)4月以降も
こども誰でも通園制度を利用する場合

更新のための申請が必要です

申請期間

2月17日(火)～3月15日(日)

※ この期間に申請しないと、令和8年4月以降、
こども誰でも通園制度は利用できなくなります

申請方法

電子申請フォームから申請

こちらの二次元コードから
(2月17日午前10時～受付開始)



対象児童

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に
在籍していない、生後6か月から2歳までのお子さん

- ※ 3歳の誕生日の前々日まで利用できます
- ※ ご利用には、越谷市への事前申請が必要です

利用時間

お子さん 1人につき 月10時間 まで

- ※ 1日あたりの利用時間は、施設により異なります
- ※ 月10時間を超えるご利用はできません
- ※ 利用には、利用料などがかかります

問合せ

越谷市役所保育入所課

048-963-9167(平日 8:30～17:15)

最新情報・実施施設は

越谷市ホームページをチェック



ページ番号: 99828